

西蒲民商ニュース

2024年 4月15日号

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

「税務相談停止命令」が施行

申告納税制度を守る

運動を進めましょう

4月1日、この制度が施行されました。これは「税理士でないものが反復、継続して税務相談を行い、税金の賦課・徴収を免れることを防止するため、税務相談停止することが出来る」としています。

一方で「納税者同士が一般知識を学びあうといった取り組みを対象とするものではない」（国税庁主税局長）と答弁しています。そもそも国税通則法16条は「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することが原則」としています。政府や税務署の一方的な解釈で相談活動を停止させることのないよう運動を進めましょう。

一方、自民党の「裏金議員」は、90人近くに登り、その総額は10億円以上です。ところが、税務署は、裏金議員に課税せず国民の怒りは高まっています。

「裏金議員に課税せよ」「消費税減税、インボイス廃止」の運動を進めていきましょう。



労働保険の年度更新 新は4/15まで

労働保険の年度更新の時期が来ました。労働保険（労災保険、雇用保険）は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。従業員は、正社員、パート、アルバイト等です。

- ① 仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等
- ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③ 事業主が入る「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。

【確定申告後の注意点】

◎ 税務調査について

申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、
①事前通知②調査日③所得税、消費税等調査の税目④調査年度⑤調査理由等11項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があったら役員や民商に連絡をしましょう



全商連第56回総会に向

けて会員の紹介を！

5月25日～26日、全商連総会が開かれます。西蒲民商では確定申告で新しい仲間を迎えました。税金やインボイス制度の相談等知り合い業者を紹介して下さい。

